





新型コロナウイルス感染症。テレビや新聞、インターネットなどで、この言葉を耳にしない日はありません。わたしたちの生活は、以前と比べて一変してしまいました。数カ月前までは当たり前であったことが、当たり前ではなくなり、非現実的な状態が、日常化しているようにも感じます。連日、発表される感染者数の増加に恐怖を覚える方も多いことでしょう。

目に見えないウイルスに対し、感染の危険を避けるため、マスク着用や手洗い、人が密集する場所を避けるなどの行動は、自分自身や相手を守るためにも必要なことです。

しかし、行動の制限や感染の不安など強いストレスを抱えることで気持ちが沈んでしまい、体調を崩してしまうようなことがあっては、本末転倒です。こんなときだからこそ、悲観せずに落ち着いた気持ちで毎日を過ごせるように心がけたいものです。

4ページから簡単なストレッチを紹介します。 運動不足で固まった体をほぐしてみませんか。子 どものいる世帯では、一緒にモノづくりを楽しむ こともひとつの方法ではないでしょうか。つい後 回しにしていた自宅の整理整頓をしてもいいかも しれません。庭の手入れを始めても良い季節です ね。読みかけの本を改めて読み始めてみると、良 い発見があるかもしれません。

老若男女問わず、我慢を強いられる日々の中、あらゆる場所でそれぞれが問題に取り組んでいることに敬意と感謝の気持ちを持ち、今だからわたしたちにできること、考えてみませんか。

■緊急経済対策、地元を応援しよう!

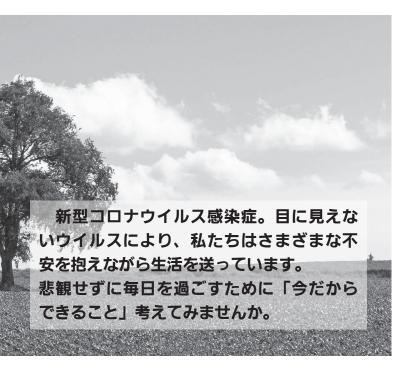
自宅での料理に疲れてしまったら、ときには町内の飲食店を利用しませんか。テイクアウト(お持ち帰り)できる飲食店もあります。まちのお店を利用することは、わたしたちの生活を守ることにもつながります。



町では、「置戸町コロナに負けるな生活応援事業」として、4月27日現在住民登録のある町民の皆さんに対し、お一人につき5,000円の町内限定の商品券(@500円×10枚うち1,500円分は飲食店限定)を5月中旬から郵送でお届けしています。使用期間は7月末までとなっていますので、お早めに積極的に利用しましょう。詳しい内容は郵送時に同封しましたチラシにてご確認ください。







このほか町では中小企業・小規模事業者等緊急 経済対策として、新型コロナウイルス感染症の影 響により前年同月と比較し、売り上げが減少して いる事業者に対し、減少率に応じ事業継続給付金 を支給します。給付金の内容は、売り上げが50% 以上の減額の場合は30万円。売り上げが30%以上 の減額の場合は20万円を支給します。

さらに、町の中小企業金融資金融資利子補給率 を見直します。内容は、現行の貸付利率と保証協 会保証利率に対して80%となっている町の補給率 を100%に改正し、実質無利子とすることで中小 企業者の負担軽減と運転資金を確保することが目 的です。町では今後の状況により新たな経済対策 を検討していきます。

■お問い合わせ 産業振興課商工観光係(☎52-3313)

■特別定額給付金の申請について

特別定額給付金申請のご案内と申請書は、町内 の世帯主(4月27日現在で町内に住所のある方) に郵送でお届けします。申請方法は、窓口の混雑 を避けるため、できる限り郵送申請または電子申 請にしましょう。申請は3カ月以内ですので、お 早めに手続しましょう。詳しくは9ページのお知 らせをご確認ください。

■お問い合わせ まちづくり推進室地域振興係(☎52-3312)

新型コロナウイルス対策 への寄附

新型コロナウイルス感染症対策に役立てて ほしいと、まちの皆さまから善意が寄せられ ています。

不安な日々の中、まちづくりに対してご協 力いただき、心から感謝申し上げます。

4月13日、境野地区で木材加工業を営む有 限会社ログアート宮本代表取締役社長の宮本 幸昇さんから町に対して、感染症対策に活用 してほしいと50万円の寄附をいただきました。



4月13日、井上町長に寄附金を手渡す宮本社長

4月22日、秋田地区で小売業を営む松岡商 店代表の松岡精一さんから50枚入り不織布製 の使い捨てマスク20箱、計1,000枚の寄附を いただきました。

マスクは、養護老人ホーム常楽園・特別養護 老人ホーム緑清園、こどもセンターどんぐり、 学校給食センターに配布されました。

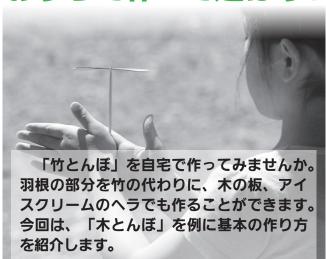


4月22日、庁舎を訪れ井上町長にマスクを手渡す 松岡都子さん

今、わたしたちにできること

\モクモクさんと/

おうちで作って遊ぼう!



■用意するもの

・羽根:木の板…厚さ2~3mm/幅2~3mm/長さ110cm ※板はねじるので、しなりがあるもの。

・軸:直径3mmの竹串(約14cm)

プッシュピン、鉛筆、(小刀)、(糸のこ)、アルミホイル、ろうそく、キリまたは千枚通し、紙やすり、瞬間接着剤、コップ、ニッパーほか

※()のものは木とんぼ作りのみ使用するもの、紙の羽根の場合はやすりがけ、加熱はしません。

■利き手はどちら?作る前に確認!

竹とんぼは、両手をすり合わせて軸を回転させながら前方に片腕を突き出し飛ばします。このとき、突き出した方の手が利き手です。利き手によってねじる方向が異なりますので、自分の利き手がどちらになるのか確認しましょう。

■作り方

- ①木とんぼの形を板に描きます 型紙の中心をピンでとめて羽根の形を描きます。
- ②**小刀で羽根をゆっくり削ります** 糸のこを使うと早くできます。
- ③キリで羽根の中心に穴をあけます
- ④羽根をトンボの形に仕上げます

だいたいの形ができたら紙やすりを使って、仕上げます。角があると危ないので丸く削ります。 羽根の左右が同じ形と大きさになるようにします。

⑤紙やすりで羽根を削ります

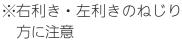
羽根の断面を飛行機のつばさの形に削ります。 右利きと左利きで削る形が変わります。



⑥熱をあて羽根をねじり、角度をつけます



中心に水をつけてアルミホイルを巻きます。ろうそくの 炎やドライヤーで熱しながら 手をねじり、羽根にひねりを 加えます。ひねりを加えた後 は、炎から離して、手でねじった状態のまま冷まして、羽 根のひねりを固めます。



- ・右利きの人は、右手を手 前にねじります
- ・左利きの人は、左手を手前にねじります
- ・角度は約15度が標準

カラダスッキリ、 ストレッチ

肩こりや体が固くなっているという方、自宅でできる簡単なストレッチと呼吸法で、気分も体もスッキリしましょう。

(健康指導:カイロプラクター、由利憲生さん)

■まずは、こりをチェック!

体を動かす前に体をチェックしましょう。 前屈はどこまでできるか、首を曲げて、首筋 のハリはどうか、左右の状態を確認。ストレ ッチ後には、状態を比較してみましょう。

■背骨呼吸健康法

左きき

だっきき

- ①椅子に浅く腰掛け、坐骨を支点にしてゆっくり <u>息を吐き</u>ながら、<u>骨盤を後ろ</u>にしっかり倒し、 背骨を猫のように丸めます。
- ②<u>息をゆっくり吸いながら、骨盤を立てて胸を前に突き出し、鳩胸に</u>します。胸の位置の振幅が広がるように意識して呼吸をします。①と②の呼吸を10回程度繰り返します。

■肩甲骨を動かすストレッチ(右図参照)

①椅子に浅く腰掛け、両腕の肘を曲げ、手のひらを自分の顔の前に向けます。左右の手首と肘をなるべくつけて(無理せずに、つくところまで)背中は猫のように丸めます。

⑦羽根と軸をまっすぐに調整します



羽根に軸を差し込み、垂 直になるように調整します。 しっかりした箱に小さな穴 をあけて、右下のような道 具をつくると便利です。



(実物大)

すすめ。

いろいろな材料

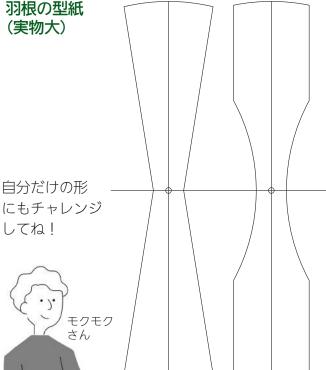
で作ってみよ

う!色を塗ると

目印に。羽根の

裏を塗るのもお



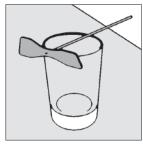


⑧軸の付け根に接着剤を付けます



飛ばすときに羽根が軸か ら離れていかないように羽 根の上・下から接着剤で固 めましょう。

⑨バランスが合うように羽根を削って完成



コップの上にのせて羽根 の回転が止まるまでバラン スをとります。下になる方 の羽根を削り重さをそろえ ます。最後にニッパーで竹 串の先を切り、紙やすりで 什上げます。

■注意

アイスクリームのヘラを使用するときは、①、 ②、④、⑤の作業はありません。羽根のひねり方は、 木とんぼと同じ。飛ばすときは、危ないので道路 では飛ばさないこと。近くに人がいないか確認し てから飛ばしましょう。

竹とんぼの作り方をおうちで見よう! YouTubeで動画配信中です。

⇒「置戸町オフィシャルoketo」で検索

- ■《参考・引用》国際竹とんぼ協会北海道支部 『「木」とんぼを作ろう!』より
- ■説明図製作:嶋谷裕明氏、協力:森林工芸館
- ②息を吸いながら、胸を前に突き出して肩甲骨を 意識しながら両腕をゆっくり開きます。この時、 手首は外側にひねりながら腕を開きます。
- ③息を叶きながら、両腕をゆっくり閉じ、①の位 置に戻します。背骨は猫のように丸めます。② と③を繰り返し、10回程度繰り返します。

背骨の中央から肩甲骨の内側についている菱形 筋という筋肉は、肩甲骨を背中側に引き寄せる動 作をします。肩甲骨が背中に寄ると、胸側が開く ことになります。

ストレッチは、体調を見ながら無理をせずに行 いましょう。

肩甲骨を動かすストレッチ



令和元年度

令和元年度各会計予算の、令和2年3月31日現在の執行状況をお知らせします。

5月31日までの出納整理期間は含まないため、決算額とは多少異なります。

半 点 井 点 井 次 表 次

● 一般会計

■歳 入

(単位:万円、%)

区	, 力	予算額	収入済額	収入率
町	税	30,102	29,731	98.8
地方譲与	税	8,103	8,103	100.0
地方交付	村税	249,400	249,400	100.0
分担金及び負	担金	4,983	5,039	101.1
国庫支出	金	21,512	19,539	90.8
道支出	金	44,470	37,693	84.8
繰入	金	27,829	22,894	82.3
繰 越	金	3,083	3,083	100.0
諸 収	入	15,040	8,415	56.0
町	債	29,551	7,691	26.0
そ の	他	22,156	22,181	100.1
計		456,229	413,769	90.7

▼町税の内訳

(単位:万円、%)

区	分	予算額	収入済額	収入率	
町	民 税	13,551	13,001	95.9	
固定	資 産 税	13,780	13,924	101.0	
軽自	動車税	951	966	101.6	
町た	ばこ税	1,290	1,275	98.8	
入	湯 税	530	565	106.6	
	計	30,102	29,731	98.8	



※出納整理期間とは4月から5月末日までの2カ月間で、年度終了の3月末までに確定した債権債務について、現金の未収・未払いの整理を行うための期間です。

■歳 出

(単位:万円、%)

区		分	予算額	支出済額	支出率
議	会	費	4,079	3,973	97.4
総	務	費	30,312	25,189	83.1
民	生	費	91,733	82,138	89.5
衛	生	費	38,413	19,540	50.9
農林	水産	業費	58,617	56,966	97.2
商	I	費	9,334	9,037	96.8
土	木	費	45,705	23,858	52.2
消	防	費	19,284	19,050	98.8
教	育	費	47,806	40,989	85.7
公	債	費	52,364	52,209	99.7
給	与	費	58,092	57,669	99.3
そ	の	他	490	315	64.3
	計		456,229	390,933	85.7

● 歳出の区分とは

民生費=福祉全般に関わる事業、各種医療費扶助、福祉施設の管理運営費などの経費です。

衛生費=保健衛生、ごみ処理など、健康で衛生的な生活環境を保持するための経費です。

農林水産業費=農林水産業の振興、土地改良事業などに使う経費です。

土木費=道路・公営住宅などの整備、維持管理などに使う経費です。

消防費=北見地区消防組合に対する負担金及び災害 対策活動などに使う経費です。

教育費=学校教育・社会教育の振興、教育施設の整備・管理運営などに使う経費です。

公債費=町が借り入れた資金(町債)の元利償還金及び一時借入金利子に使う経費です。

給与費=特別職と職員の給与などに使う経費です。

特別会計

(単位:万円、%)

会計区分	予算額	収入済額	収入率	支出済額	支出率
国民健康保険特別会計	50,169	42,125	84.0	43,522	86.8
後期高齢者医療特別会計	5,600	5,231	93.4	5,255	93.8
介護保険事業特別会計	35,637	31,140	87.4	30,874	86.6
介護サービス事業特別会計	2,014	902	44.8	1,903	94.5
簡易水道特別会計	35,282	6,306	17.9	33,434	94.8
下水道特別会計	20,855	4,927	23.6	19,706	94.5

基 金

(単位:万円)

一般会計財政調整基金			118,795	老人ホーム施設整備基金					金	24,050			
減	•	債	基	ţ	金	116,451	農	業	振	興	基	金	10,338
ふるる	ふるさと銀河線跡地活用等振興基金		27,772	そ	の	他	の	基	金	52,794			
特	別	会	計	基	金	14,601		現	在高	高	計		364,801

● 債務負担行為 ●

(単位:万円)

老人福祉施設指定管理委託料	18,496
交流促進センター指定管理委託料	7,126
北見市外2町一般廃棄物最終処分場運営事業費負担金	24,564
福祉バス購入事業	2,403
その他	1,530
計	54,119

● 町 債 ●

(単位:万円)

一般公共事業債	0	過	疎	対:	策事	業	債	358,985
一般単独事業債	5,238	臨	時	財i	政 対	策	債	176,802
公営住宅建設事業債	4,580	減	税	補	τ	Ь	債	652
学校教育施設等整備事業債	4,359	そ	の	他	の	町	債	232,908
辺 地 対 策 事 業 債	1,679		現	在	高	計		785,203

【一般会計と特別会計】

町の予算は「一般会計」と「特別会計」に分かれています。 「一般会計」は、町の会計の 中心となるもので、行政運営の 基本的な経費を計上した会計で す。

これに対して「特別会計」は、 特定の歳入・歳出を一般会計と 区別して処理するための会計で す。特別会計を設けることで経 理をしやすくしています。

【基金とは】

「基金」とは、町の「貯金」にあたるものです。3月末現在高は、36億4,801万円で、令和2年3月末の人口で計算すると、町民一人あたり約130万円の貯金があることになります。

「基金」には、財政の不均衡を 調整するために使う「財政調整 基金」、計画的な借金の返済に 使う「減債基金」、社会福祉施 設の整備など、特定の目的に使 う「特定目的基金」などがあり ます。

【町債とは】

「町債」とは、町の借金にあたるものです。3月末現在高は、78億5,203万円で、町民一人あたりにすると、約281万円となります。

「町債」は、道路整備や施設建設などたくさんのお金が必要な事業を実施するときに借り入れます。また、元利償還金の一部が地方交付税として算入されているものもあります。

● 歳入の区分とは

- ■町税=皆さんが町に納める税金で、町民税・固定資産税・軽自動車税などがあります。
- ■地方譲与税=国税として徴収し、そのまま地方公共団体に対して譲与される税で、地方揮発油譲与税・自動車重量譲与税・森林環境譲与税があります。
- ■地方交付税=国税のうち所得税・法人税・酒税・たばこ税・消費税の一定割合を、地方公共団体の財政事情に応じて国が交付する税をいいます。
- ■分担金・負担金=特定の事業を行う場合、特別な利益を受ける人などから、その経費に充てるために徴収するもので、老人福祉施設利用者負担金などがあります。
- ■国庫支出金・道支出金=町が事業を行う場合、国や道から事業費の一部が交付されるものです。





オケクラフトマンを目指して

オケクラフトの職人を育てる「オケクラフト作り手養成塾」に芋龍晃子さんが入塾しました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため入塾式は中止されました。千龍さんは札幌市出身。テレビでオケクラフトを知り、興味をもったのが応募のきっかけ。今後は主任講師の片岡祐士さんら町内の作り手から2年間基礎的な技術を学び、クラフトマンとして独立を目指します。



獅子舞保存会44周年記念、手作り正月飾りを奉納



置戸町獅子舞保存会が、獅子(シシ)にちなんで活動44周年の記念事業として、「獅子舞正月飾り」を会員で手作

りしました。保存会は4月28日、置戸神社に感染 症終息を祈願するとともに活動を報告、正月飾り とオリジナルデザインの手ぬぐいを奉納後、公共 施設などに寄贈しました。



置戸中学校、授業で布製マスクを制作

置戸中学校は、4月27、28日の分散登校日、全校生徒を対象に家庭科の授業でプリーツ付きの布マスク作りを行いました。ガーゼ生地やゴム、鼻あて用コードなどのマスク材料一式は、町内の河野智子さんが寄贈したもの。河野さんはマスク不足の中、安心して生活できるようにと小学校に手作り布マスク120枚を寄贈。町内の喫茶店にも同様の品を卸しています。



常呂川にやまべの稚魚を放流

置戸町清流とやまべの会(代表:平直樹会長)では、毎年、常呂川にやまべの放流、河川の清掃などを行い、豊かな自然と清流を守り、次世代へ引き継ぐことを目的に活動しています。今年も会員20人が参加し、境野4号橋から上流にかけて数カ所でやまべの稚魚約1万匹の放流を行いました。

特別定額給付金の申請について

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)に伴い、置戸町に おいても「特別定額給付金」を下記のとおり実施します。

■概要

(1)給付の対象となる方

- ・基準日において、置戸町の住民基本台帳に 記録されている方
- ・基準日において、配偶者からの暴力を理由 に避難し、配偶者と生計を別にしている方 およびその同伴者(詳細は下記の連絡先ま でお問い合わせください)
- (2) 受給できる方 世帯主 (同一世帯全員分の申請)
- (3) 基準日 令和2年4月27日
- (4) 給付される額 一人につき10万円

■申請方法

感染拡大防止のため、「郵送申請」および「オ ンライン申請 | を基本としますが、やむを得な い場合は下記の窓口で申請を受け付けします。

- (1)郵送での申請
- ①町からの「特別定額給付金に関するお知らせ」 (20日頃発送予定) 同封の申請書に記載された、 世帯主と世帯員の氏名等を確認し、署名また は記名押印
- ②希望する振込先口座の情報を記入
- ③□座名義人(世帯主)の本人確認書類を添付 (マイナンバーカード、運転免許証等)
- ④口座情報を確認できる通帳等の写しを添付 (水道料や町税等の□座振替に使用している □座の場合は不要)
- ⑤申請書と添付書類を同封した返信用封筒で 返送 → 完了

- (2) オンラインでの申請(マイナンバーカー ドを持っている方)
- ①マイナポータル上の申請画面から、世帯主 および世帯員の情報と振込先口座を入力
- ②振込先口座情報の確認書類をアップロード し、電子申請 → 完了
- (3)窓口での申請(5月25日~)
- ①申請書、身分証明できるもの、振込先口座 を確認できるものを持参
- ②窓口にて記載内容の確認を受け、申請書を 提出 → 完了

※申請窓□

役場1階特設窓□、地域福祉センターほのか

※秋田地区住民センター、<u>境野公民館、勝山</u> 公民館での申請は、郵送扱いとします。「(1) 郵送での申請」と同様の方法により返信用封 筒で提出してください。(各地区公民館で確 認書類のコピーをとることができます)

■申込期限

令和2年8月24日(月)まで

■給付時期

申請受付後、速やかにご指定の口座へ振込します

■お問い合わせ

まちづくり推進室 地域振興係

(252 - 3312)

特別定額給付金コールセンター

 $(20120 - 260020) 9 : 00 \sim 18 : 30$

(フリーダイヤル)

給付金を装った詐欺にご注意ください!

・現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること

町や国が・受給にあたり、手数料の振り込みを求めること

・電子メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

絶対にありません!

怪しいな?と思ったら役場や警察署(または警察相談専用電話#9110)にご相談ください。

おけとの住まい春春

◎各助成制度を利用したい方は、必ず着手前(工事など を始める前) に受付窓口へ申請をお願いします。

住宅建設

を補助

床面積70㎡以上

町の住宅関連助成制度をお知らせします。制度について詳しくは知りたい方は、 受付窓口までお電話でお問い合せください。



森と住まいの支援補助金

定住の奨励と森林資源循環活用型住宅の普及促進を図るため、町内に住宅 を新築または中古住宅を取得し、10年以上居住しようとする場合、補助基 本額に下記の加算額を加えて費用の一部を助成します。

◆町内の森林認証林より生産された材を30%以上使用した場合

む町内のプレカットセンターで加工した材をしようした場合 50元

☆ 同居する18歳未満の子どもがいる場合、子ども一人につき 25元 10元

※中古住宅に関しては、空き家等の情報登録をしている住宅。補助金総額が売買金額を超える場合は、売買金額が上限。

受付窓□ 施設整備課 建築係(☎52-3314)

増改築・リフォームの支援

住宅の増改築や修繕・除却などを行う場合、また高齢 者や障がい者の方々が、安全で快適な住宅生活を送る ための住宅改修や住環境の向上など、生活環境に応じ た支援を行います。

住宅改修奨励金交付制度

一般住宅 改修工事費用の20%

空き家等住宅(改修) 改修工事費用の50% 空き家等住宅(除却) 改修工事費用の20%

- ※工事費用の支払先が町外業者の場合は、上記費用の2分の 1とします。
- ※一般住宅に関しては、置戸町商業振興会発行の商品券で交 付します。
- ※中古住宅に関しては、空き家等の情報登録をしている住宅 の所有者、借用者または購入者が対象です。
- 受付窓口 まちづくり推進室 地域振興係 **(252-3312)**
- ●高齢者等住宅改修費助成制度
- 受付窓口 地域福祉センター高齢者福祉係 (252-3314)

◆ 町外者または町外より転入して3年以内に申請し、住宅完成または取得時に町内に住所を有する場合 50万円 20万円

一棟あたりの補助基本額

中古住宅取得

を補助※

上限50万円

設備設置の支援

下記の設備を新たに設置するための費用を一部支援し ます。

- ※申請期限があります。お早めにご相談ください。
- ●合併処理浄化槽設置整備事業補助金
- ●住宅用太陽光発電システム設置費補助金
- 受付窓□ 町民生活課 住民生活係(☎52-3315)

空き家等情報登録制度

町は空き家を「貸したい・売りたい」、「借りたい・ 買いたい」という双方の橋渡しをします。個人の所有 物である空き家を地域資源として活用するために、住 まなくなった家をお持ちの方や空き家をお探しの方 は、ご連絡ください。

受付窓口 まちづくり推進室 地域振興係 **(252-3312)**

宅地分譲

住宅を建設するために土地を必要とする個人、または 法人に対し、町有地(宅地)を次のとおり分譲しま す。

境野親交 物件所在地

面 穑 1 区画 約462.8 m

価 格 499,800円 (1,080円/㎡) ~

受付窓□ 総務課管財係(☎52-3311)



自宅で介護が必要な方を支える ご家族への支援について

今月の担当

地域福祉センター 包括支援係主任 佐藤 典幸

地域福祉センター包括支援係 (☎52-3333)

5年前には41.7%だった置戸町の高齢化率は 令和2年4月1日時点で45%を超えました。

要介護認定を受ける方も年々増加傾向にあり ますが、その全員が施設入所をするのではなく、 住み慣れた自宅や地域で家族などから支援を受 けながら生活を続ける方も多くいます。

今後も自宅で過ごす介護が必要な方は増加 し、それにともない、在宅で介護をする家族も増 えることが予想されます。

今回は、介護を支えるご家族の方を対象とし た町の事業をご紹介します。

●介護慰労金支給事業

住民税非課税世帯であり、以下の条件①か② を満たす方に対して、申請日以前1年の間に介 護保険サービスを利用せず(※1)に、自宅で介護 している同居の家族へ10万円を支給します。

昨年4月に制度が改正され、対象となる方の 範囲が広がりました。

- ①要介護3以上の要介護認定者
- ②要介護2かつ認定調査時の主治医意見書 において「認知症高齢者の日常生活自立 度」がⅡ以上の要介護認定者
- ※1 福祉用具貸与、特定福祉用具販売または

住宅改修のみの利用か、対象期間におけるサー ビス利用期間が10日以内であること。

●家族介護用品支給事業

住民税非課税世帯であり、要介護4または5 の要介護認定者を同居して介護する家族に対し て、介護保険の給付対象外となっている介護用 品購入に係る費用について、年間10万円を上限 に助成します。

●高齢者SOSネットワーク

認知症等により徘徊の恐れがある高齢者等 の情報を事前に登録し、行方不明となった場合 に関係機関の連絡網等を活用し、早期に発見で きるよう支援を行います。

●介護者のつどい(よつ葉の会)

家族を介護している家族等を対象とした月に 1回開催される定例会(毎月第2木曜日)です。介 護者同士の交流や情報交換、介護食や介護技 術取得のための学習会を行っています。事前申 し込みの必要はありません。

ご不明な点などがありましたら、地域福祉セン ター包括支援係までお気軽にお問い合わせくだ さい。

■ご出生おめでとうございます

〇上園 正義 女児 彩葉 (いろは) 宮下 4/7 裕香里

■お悔やみ申し上げます

〇中井 芳江 93歳 常楽園 4/2 ○西村 藤湖郎 91歳 常楽園 4/7 〇寺山 公平 境野親交 84歳 4/15 〇切越 正信 86歳 安住 4/16 ○伊藤 秀雄 74歳 心和 4/18

☆来年の春は人々が集い、楽しくお花見がで きますように。☆まちの魅力を動画で発信、 YouTube「置戸町オフィシャルoketo」を立ち 上げました。温かい目で見守ってください。

人 の 動

- 1,420世帯 (+16世帯) ●世帯数
- ●人□□ 2,805人(+8人)
- ●男1,301人(+6人)女1,504人(+2人)

令和2年4月30日現在()内は3月末比

■今月号の表・裏表紙:季節は巡り、日はまた昇る。変わらずそこにある、おけとの四季の風景。(2019年5月、 田口真樹子撮影)今年度の広報おけとは「おけとの四季」をカラーで年4回お届けします。

